

山梨県公報

第二千三百十七号

平成二十五年

四月二十五日

木曜日

目次

道路の区域変更……………一九一
 道路の供用開始……………一九一
公 告
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一九一
 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一九二
 自動車税の収納事務の委託……………一九二
 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一九三
正 誤
 平成二十三年十二月二十二日付号外第九十八号中……………一九三

告 示

山梨県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
-----	------	-------------	-----------

南都留郡西桂町倉見字前田六六番の三地先から 南都留郡西桂町倉見字溝下七九番の一地先まで		旧	四・五、 二二・〇	四九二・三
新	一〇・六、 三八・六			四九二・三

山梨県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日 山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長(メートル)	供用開始の期日
県道	市川三郷山梨自転車道線	笛吹市石和町井戸字豊岡五三四番の二地先から 笛吹市石和町井戸字豊岡五三三番地先まで	四〇・〇	平成二十五年五月一日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人珀翔会

- 2 代表者の氏名 渡邊 喜信
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市中曽根三丁目六番三十一号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、地域高齢者に対して、デイサービスに関する事業を行い、その地域の福祉向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年四月十六日から同年六月十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日
山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年四月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人日本釣り環境保全連盟
- 2 代表者の氏名 山下 茂
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地の三十九ITプラザ内
- 4 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、環境保全の知識を持ったリーダーを育成する事業、子どもたちが自然体験をする事業及び全国の釣り場の環境を保全するための事業を行い、人々の環境保全に対する意識の向上を図り、日本全国の自然環境の保護に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年四月十七日から同年六月十六日まで

● 自動車税の収納事務の委託
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年四月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番二号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社デイリーヤマザキ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマー	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 株式会社ココストアイースト	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで

神奈川県横浜市中央区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都中央区日本橋一丁目一番号 国分グロースアーズチェーン株式会社	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十五年四月二十三日から平成二十六年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年四月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇二九の二、一〇二九の四及び一〇二九の五並びに字出口道下一〇七二の二、一〇七二の九、一〇七二の二〇、一〇八〇の二、一

正誤

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年四月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 北杜市長坂町長坂上条字宮ノ久保一六〇三の一の一部、道の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市長 白倉政司

● 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南都留郡忍野村字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 取締役副社長 製造本部長 山口 賢治

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十三年十二月二十二日付山梨県条例第五十七号（山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例）

八八八八八八八八	下上上上上上上上	四七十三	終わりから十一	外形	外径
	一	終わりから八	終わりから五		
		終わりから二			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番